第二号ハの表に次のように加える。

有限会社小川組	栃木県芳賀郡市貝町大字見上三百二十六番地二	建設機械施工
大和工業	群馬県伊勢崎市連取町二千三百五十三―三	鉄筋施工
株式会社シンプランニング	埼玉県上尾市菅谷二丁目八十番	鉄筋施工
今山住建株式会社	千葉県柏市若葉町六番七号	建築大工
ゲーテハウス株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目十番一号	左官
株式会社進栄	東京都練馬区氷川台三丁目二十五番四号	配管
薩摩建設株式会社	東京都狛江市岩戸南一丁目四番九号	とび
株式会社ジュントス	福岡県福岡市博多区博多駅中央街七番二号	型枠施工、とび
有限会社水田鉄筋	大分県大分市大在中央二丁目六番三十八号	鉄筋施工

○法務省告示第五百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社キーテクノロジー	群馬県佐波郡玉村町大字川井千九百二十八番地の一	溶接

○法務省告示第五百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社斎藤工務店	宮城県多賀城市明月一丁目五番十二号百一	型枠施工

○法務省告示第五百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社ニチロサンフーズの項中「株式会社ニチロサンフーズ」を「株式会社ヤヨイサンフーズ」に、「新潟県長岡市南陽一丁目千二十七番地一」を「東京都港区芝大門一丁目十番十一号」に改める。

○外務省告示第三百六十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十六年十一月二十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十六年十二月五日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成26年11月20日	2010年11月25日	T K 3394405

○厚生労働省告示第四百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年十二月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成二十六年十二月七日

○厚生労働省告示第四百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年十二月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中⑹を削り、⑺を⑹とし、⑻から⑭までを⑺から⑬までとする。

○厚生労働省告示第四百六十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十六条の三第二号の厚生労働大臣が定める月は、平成二十七年四月とする。

なお、平成二十二年厚生労働省告示第十一号（厚生年金基金令第三十六条の二第二号の厚生労働大臣が定める月）は、廃止する。

平成二十六年十二月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市後谷字安信平四九二、四九三、字追谷四九六、四九七、字家ノワキ四九八の一、四九八の二、四九九の一、字家ノ脇五一四、字七ケ峪五一七の一、五一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字追谷四九六・四九七・字家ノワキ四九八の二・四九九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）